

病床適正化事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項の規定により作成された計画に基づき、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する患者を入院させるための施設を有する診療所の開設者（以下「補助事業者」という。）が行う地域医療構想（同法第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）の達成に向けて実施する病床の削減に伴い不要となる病棟、病室等（平成28年7月1日以前に取得（契約した場合を含む。）をしたものに限る。）の他の用途への変更（機能転換を除く。）若しくは処分を行い病床規模の適正化を図る事業又は早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る。）の活用により上積みされた退職金の割増相当額（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で、病床適正化事業費補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長通知別紙）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。以下同じ。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくな

- った日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。) を利用している個人又は法人等(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び基準額は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 補助金の額は、次に掲げる額を比較して小さい方の額に2分の1を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。
- (1) 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
- (2) 別表に掲げる補助対象経費の実支出額と同表に掲げる基準額とを比較して小さい方の額

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助対象事業の事前着手)

第5条 補助事業者は、補助金の交付決定のあった日以後でなければ、補助対象事業に着手してはならない。ただし、知事が事業の性質上やむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に補助対象事業に着手しようとするときは、事前着手届(別記第2号様式)を知事に提出し、当該着手届を受理した旨の通知を受けなければならない。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更(20%未満の変更を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

- (2) 補助対象事業の内容の変更（20%未満の減額を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
 - (6) 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、その確定額を補助対象事業の完了の日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告すること。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部等であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部等で消費税等の申告を行っているときは、本部等の課税売上割合等の申告内容により報告すること。
 - (7) 前号の規定による報告があった場合は、当該消費税等に係る仕入控除税額に相当する額を県に返還すること。
 - (8) この補助金と補助対象経費を重複して、他の法律又は予算制度による国又は県の負担金又は補助金の交付を受けないこと。
 - (9) 補助対象事業を行うために締結する契約は、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。ただし、補助事業者が市町村である場合は、当該市町村の契約手続の取扱いに準拠すること。
 - (10) 補助対象事業を行うために締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該事業を一括して第三者に再委託をし、又は請け負わせることを承諾しないこと。
- 2 前項第1号から第3号までの知事の承認を受けようとする場合の申請書及び前項第6号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書（別記第3号様式）
 - (2) 前項第2号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第4号様式）
 - (3) 前項第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）
 - (4) 前項第6号の規定による報告 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第6号様式）

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、補助金の交付の決定の日から10日を経過する日とする。

(状況報告等)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、事業の実施状況に関し必要な報告を求め、調査し、又は指示することができる。

(実績報告)

第9条 規則第13条前段の規定による実績報告は、別記第7号様式により行うものとし、関係書類を添えて、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

2 規則第13条後段の規定による実績報告は、別記第8号様式により行うものとし、関係書類を添えて、この補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日までに知事に提出するものとする。

(補助金の交付時期等)

第10条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第9号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第11条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分制限)

第12条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 単価50万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の場合にあっては、30万円以上）の機械及び器具

(3) その他知事が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

2 知事は、前項に規定する財産を補助事業者が知事の承認を受けて処分する場合には、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成 20 年 4 月 17 日付け医政発第 0417001 号厚生労働省医政局長通知）第 4 の規定の例により算定した額を補助事業者に納付させることができる。

（書類、帳簿等の保存期間）

第 13 条 規則第 22 条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後 5 年間（補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限を受ける期間が 5 年を超える場合にあっては、当該期間の末日の属する年度の末日まで）とする。

（補助対象事業の表示）

第 14 条 補助事業者は、補助対象事業により整備した設備等に県補助金を受けて実施した旨を表示するものとする。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	基準額
<p>病院及び診療所の用途変更に要する備品購入費、工事費及び工事請負費並びに用途変更後の施設の実施設計に必要な経費</p>	<p>次に掲げる額</p> <p>(1) 鉄筋コンクリート造 200,900 円に用途変更面積を乗じて得た額</p> <p>(2) ブロック造 175,100 円に用途変更面積を乗じて得た額</p>
<p>不要となる病棟、病室、医療機器等の処分（廃棄、解体又は売却をいう。以下同じ。）に係る損失（財務諸表上の特別損失（固定資産除却損、固定資産廃棄損及び固定資産売却損に限る。）に計上される金額に限る。）</p>	<p>2,000,000 円に削減病床数を乗じて得た額</p>
<p>早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る。）の活用により上積みされた退職金の割増相当額（地域医療構想の達成に向けた機能転換や病床削減に伴い退職する職員に限る。）</p>	<p>6,000,000 円に退職者数を乗じて得た額</p>

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者職氏名

病床適正化事業費補助金交付申請書

このことについて、下記により補助金を交付されるよう、岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 事業計画書（別紙1）
- 3 所要額調（別紙2）
- 4 添付書類
 - （1）歳入歳出予算書（見込書）抄本
 - （2）その他参考となる資料

別紙1

事業計画書（用途変更の場合）

1 対象施設の概要

- (1) 施設（医療機関）の名称及び所在地
- (2) 事業の目的及び効果
- (3) 設置主体及び経営主体

2 施設整備に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 _____ m²
- イ 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別） _____
- ウ 建物の面積 建築面積 _____ m² 延べ面積 _____ m²
- エ 建物の構造（ _____ 造 _____ 階建）

(2) 事業内容

- ア 整備内容
- イ 病床削減後の用途
- ウ 削減病床数（許可病床数を記入すること。）
 - ・ 高度急性期 床 → 床
 - ・ 急性期 床 → 床
 - ・ 回復期 床 → 床
 - ・ 慢性期 床 → 床
 - ・ 計 床 → 床

(3) 整備費内訳

- ア 備品購入費 _____ 円
(別表左欄に掲げる補助対象経費)
- イ 工事費 _____ 円
(別表左欄に掲げる補助対象経費)
- ウ 実施設計費 _____ 円
(別表左欄に掲げる補助対象経費)
- エ 小計 _____ 円
- オ その他の工事費 _____ 円 (補助対象外経費)
- カ 合計 _____ 円

(4) 財源内訳

ア	県補助金	_____	円
イ	市町村補助金	_____	円
ウ	設置者負担金	_____	円
	(内訳) 自己資金	_____	円
	借入金	_____	円
	寄附金	_____	円
エ	その他 ()	_____	円
オ	合計	_____	円

(5) 施工計画

- ア 直営、請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 竣工^{しゅん}予定年月日
- オ 事業開始予定年月日

(6) その他参考事項

(添付資料)

- ア 購入する備品の見積書の写し
- イ 整備前の平面図等と整備の設計図面等 (整備箇所を明示すること。)
- ウ 工程表
- エ 工事費費目別内訳書
- オ 工事設計 (見積) 書の写し

別紙1

事業計画書（処分の場合）

1 対象施設の概要

- (1) 施設（医療機関）の名称及び所在地
- (2) 事業の目的及び効果
- (3) 設置主体及び経営主体

2 処分に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 _____ m²
- イ 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別） _____
- ウ 建物の面積 建築面積 _____ m² 延べ面積 _____ m²
- エ 建物の構造（ _____ 造 _____ 階建）

(2) 処分内容

- ア 処分内容
- イ 処分後の用途（建物を処分する場合のみ記入すること。）
- ウ 削減病床数（許可病床数を記入すること。）
 - ・ 高度急性期 床 → 床
 - ・ 急性期 床 → 床
 - ・ 回復期 床 → 床
 - ・ 慢性期 床 → 床
 - ・ 計 床 → 床

(3) 整備費内訳

- ア 解体工事費 _____ 円
(別表左欄に掲げる補助対象経費)
- イ 設計費 _____ 円
(別表左欄に掲げる補助対象経費)
- ウ 医療機器処分費 _____ 円
(別表左欄に掲げる補助対象経費)
- エ その他事業費 _____ 円
(別表左欄に掲げる補助対象経費)
- オ 小計 _____ 円
- カ その他の事業費 _____ 円 (補助対象外経費)
- キ 合計 _____ 円

(4) 財源内訳

ア 県補助金	_____	円
イ 市町村補助金	_____	円
ウ 設置者負担金	_____	円
(内訳) 自己資金	_____	円
借入金	_____	円
寄附金	_____	円
エ その他 ())	_____	円
オ 合計	_____	円

(5) 施工計画

- ア 直営、請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 完了予定年月日

(6) その他参考事項

(添付資料)

- ア 処分する施設・医療機器の写真
- イ 処分前の平面図等と処分に係る設計図面等（整備箇所を明示すること。）
- ウ 工程表
- エ 工事費費目別内訳書
- オ 工事設計（見積）書の写し
- カ 売却額の分かる資料
- キ 直近の固定資産台帳

事業計画書（退職金の場合）

1 対象施設の概要

- (1) 施設（医療機関）の名称及び所在地
- (2) 事業の目的及び効果
- (3) 設置主体及び経営主体

2 事業計画

- (1) 削減病床数（許可病床数を記入すること。）

・高度急性期	床	→	床
・急性期	床	→	床
・回復期	床	→	床
・慢性期	床	→	床
・計	床	→	床

- (2) 事業費内訳

ア 退職金支給額	_____	円
イ アのうち、割増相当額	_____	円

(別表左欄に掲げる補助対象経費)

- (3) 財源内訳

ア 県補助金	_____	円
イ 市町村補助金	_____	円
ウ 設置者負担金	_____	円
(内訳) 自己資金	_____	円
借入金	_____	円
寄附金	_____	円
エ その他 ()	_____	円
オ 合計	_____	円

- (4) その他参考事項

(添付資料)

- ア 退職金の割増相当額が確認出来る資料（就業規則の写し等）
- イ 職員の退職（予定）が確認出来る資料
- ウ その他参考となる資料

別紙2

病床適正化事業費補助金 所要額調 (用途変更の場合)

(医療機関名：)

区 分	総事業費 (A)	寄附金その他の 収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B)=(C)	対象経費の 支出予定額 (D)	補助基準単価 (E)	用途変更面積 (F)	基準額 (E)×(F)=(G)	選 定 額 (H)	県補助所要額 (I)
	円	円	円	円	円	m ²	円	円	円
計									

(記入上の注意)

- 1 「総事業費 (A)」欄には、当該事業に係る部分のみを記入すること。
- 2 「補助基準単価 (E)」欄には、鉄筋コンクリート造の場合 200,900 円、ブロック造の場合 175,100 円を記入すること。
- 3 「用途変更面積 (F)」欄には、小数点第 2 位未満の端数を切り捨てた面積を記入すること。
- 4 「選定額 (H)」欄には、「対象経費の支出予定額 (D)」と「基準額 (G)」とを比較して小さい方の額を記入すること。
- 5 「県補助所要額 (I)」欄には、「差引事業費 (C)」と「選定額 (H)」とを比較して小さい方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額 (1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) を記入すること。

病床適正化事業費補助金 所要額調 (処分の場合)

(医療機関名：)

区 分	総事業費 (A)	寄附金その他の 収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B)=(C)	対象経費の 支出予定額 (D)	補助基準単価 (E)	削減病床数 (F)	基準額 (E)×(F)=(G)	選定額 (H)	県補助所要額 (I)
	円	円	円	円	円 2,000,000	床	円	円	円
計									

(記入上の注意)

- 1 「総事業費 (A)」欄には、当該事業に係る部分のみを記入すること。
- 2 「選定額 (H)」欄には、「対象経費の支出予定額 (D)」と「基準額 (G)」とを比較して小さい方の額を記入すること。
- 3 「県補助所要額 (I)」欄には、「差引事業費 (C)」と「選定額 (H)」とを比較して小さい方の額に2分の1を乗じて得た額 (1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) を記入すること。

病床適正化事業費補助金 所要額調 (退職金の場合)

(医療機関名：)

区 分	総事業費 (A)	寄附金その他の 収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B)=(C)	対象経費の 支出予定額 (D)	補助基準単価 (E)	早期退職者数 (F)	基準額 (E)×(F)=(G)	選定額 (H)	県補助所要額 (I)
	円	円	円	円	円 6,000,000	名	円	円	円
計									

(記入上の注意)

- 1 「総事業費 (A)」欄には、当該事業に係る部分のみを記入すること。
- 2 「選定額 (H)」欄には、「対象経費の支出予定額 (D)」と「基準額 (G)」とを比較して小さい方の額を記入すること。
- 3 「県補助所要額 (I)」欄には、「差引事業費 (C)」と「選定額 (H)」とを比較して小さい方の額に2分の1を乗じて得た額 (1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) を記入すること。

第2号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

病床適正化事業費補助金事前着手届

岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により交付申請する予定の下記事業について、別記条件を了承の上、補助金の交付決定前に補助対象事業に着手したいので、下記のとおり届け出ます。

なお、本件について、交付決定がなされなかった場合においても、異議を申し立てません。

記

- 1 施設名称
- 2 総事業費
- 3 事業概要
- 4 着手予定年月日
- 5 完了予定年月日
- 6 交付決定前に着手を必要とする理由

別記条件

- (1) 知事から受理通知を受けるまでは、着手しないこと。
- (2) 交付決定を受けるまでの期間内に、天災事変の事由によって実施した事業に損失が生じた場合は、届出をした者が当該損失を負担すること。
- (3) 補助金の交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
- (4) 当該事業について、着手から交付決定を受ける期間内においては、事業計画の変更を行わないこと。
- (5) 事前着手を行う事業について、関係法令及び規則等を遵守すること。

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

病床適正化事業費補助金に係る事業経費配分変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり事業に要する経費の配分の変更の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	備考

2 変更の理由

(注) 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の経費の配分及び変更後の経費の配分を比較できるように記載すること。

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者職氏名

病床適正化事業費補助金に係る事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり事業内容の変更の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	備考

2 変更の理由

(注) 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の内容及び変更後の事業の内容を比較できるように記載すること。

第5号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

病床適正化事業費補助金に係る事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助金に
ついて、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、申請します。

記

中止（廃止）する理由

第6号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた病床適正化事業費補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第14条の規定による額の確定額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（県補助金返還相当額）
金 円

注：参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）を添付すること。

第7号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

病床適正化事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた病床適正化事業費補助金に係る事業実績について、次の書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績報告書（別紙1）
- 2 所要額精算書（別紙2）
- 3 添付書類
 - （1）歳入歳出決算（見込）書抄本
 - （2）その他参考となる資料

別紙1

事業実績報告書（用途変更の場合）

1 対象施設の概要

- (1) 施設（医療機関）の名称及び所在地
- (2) 事業の目的及び効果
- (3) 設置主体及び経営主体

2 施設整備に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 _____ m²
- イ 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収地の別） _____
- ウ 建物の面積 建築面積 _____ m² 延べ面積 _____ m²
- エ 建物の構造（ _____ 造 _____ 階建）

(2) 事業内容

- ア 整備内容
- イ 病床削減後の用途
- ウ 削減病床数（許可病床数を記入すること。）
 - ・ 高度急性期 床 → 床
 - ・ 急性期 床 → 床
 - ・ 回復期 床 → 床
 - ・ 慢性期 床 → 床
 - ・ 計 床 → 床

(3) 整備費内訳

- ア 備品購入費 _____ 円
(別表左欄に掲げる補助対象経費)
- イ 工事費 _____ 円
(別表左欄に掲げる補助対象経費)
- ウ 実施設計費 _____ 円
(別表左欄に掲げる補助対象経費)
- エ 小計 _____ 円
- オ その他の工事費 _____ 円 (補助対象外経費)
- カ 合計 _____ 円

(4) 財源内訳

ア	県補助金	_____	円
イ	市町村補助金	_____	円
ウ	設置者負担金	_____	円
	(内訳) 自己資金	_____	円
	借入金	_____	円
	寄附金	_____	円
エ	その他 ()	_____	円
オ	合計	_____	円

(5) 施工期間

- ア 直営、請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ ^{しゅん}竣工年月日
- オ 事業開始年月日

(6) その他参考事項

(添付資料)

- ア 購入した備品の契約書の写し及び納品書、領収書等の写し
- イ 工事請負契約書の写し又は支払領収書の写し
- ウ 工事完了を確認するに足る検査済証の写し（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証）又は中間検査合格証の写し（建築基準法第7条の3第5項又は第18条第21項の規定による中間検査合格証）
- エ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- オ 建物内外主要部分の写真
- カ 整備前の平面図等と整備の設計図面等（整備箇所を明示すること。）
- キ 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書及び工事事務費費目別内訳書

別紙1

事業実績報告書（処分の場合）

1 対象施設の概要

- (1) 施設（医療機関）の名称及び所在地
- (2) 事業の目的及び効果
- (3) 設置主体及び経営主体

2 処分に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 _____ m²
- イ 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収地の別） _____
- ウ 建物の面積 建築面積 _____ m² 延べ面積 _____ m²
- エ 建物の構造（ _____ 造 _____ 階建）

(2) 処分内容

- ア 処分内容
- イ 処分後の用途（建物を処分する場合のみ記入すること。）
- ウ 削減病床数（許可病床数を記入すること。）
 - ・ 高度急性期 床 → 床
 - ・ 急性期 床 → 床
 - ・ 回復期 床 → 床
 - ・ 慢性期 床 → 床
 - ・ 計 床 → 床

(3) 整備費内訳

- ア 解体工事費 _____ 円
(別表左欄に掲げる補助対象経費)
- イ 設計費 _____ 円
(別表左欄に掲げる補助対象経費)
- ウ 医療機器処分費 _____ 円
(別表左欄に掲げる補助対象経費)
- エ その他事業費 _____ 円
(別表左欄に掲げる補助対象経費)
- オ 小計 _____ 円
- カ その他の工事費 _____ 円 (補助対象外経費)
- キ 合計 _____ 円

(4) 財源内訳

ア	県補助金	_____	円
イ	市町村補助金	_____	円
ウ	設置者負担金	_____	円
	(内訳) 自己資金	_____	円
	借入金	_____	円
	寄附金	_____	円
エ	その他 ()	_____	円
オ	合計	_____	円

(5) 施工期間

- ア 直営、請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 完了年月日

(6) その他参考事項

(添付資料)

- ア 処分に係る契約書の写し又は支払領収書の写し
- イ 処分の完了を証する資料 (完了報告書、検収調書、産業廃棄物管理票等)
- ウ 処分の状況が分かる写真
- エ 売却額の分かる資料
- オ 財務諸表及び固定資産台帳

1 対象施設の概要

- (1) 施設（医療機関）の名称及び所在地
- (2) 事業の目的及び効果
- (3) 設置主体及び経営主体

2 事業計画

- (1) 削減病床数（許可病床数を記入すること。）

・高度急性期	床	→	床
・急性期	床	→	床
・回復期	床	→	床
・慢性期	床	→	床
・計	床	→	床

- (2) 事業費内訳

ア 退職金支給額 _____ 円

イ アのうち、割増相当額 _____ 円

(別表左欄に掲げる補助対象経費)

- (3) 財源内訳

ア 県補助金 _____ 円

イ 市町村補助金 _____ 円

ウ 設置者負担金 _____ 円

(内訳) 自己資金 _____ 円

借入金 _____ 円

寄附金 _____ 円

エ その他 () _____ 円

オ 合計 _____ 円

- (4) その他参考事項

(添付資料)

ア 退職金の割増相当額が確認出来る資料（就業規則の写し等）

イ 職員の退職（予定）が確認出来る資料

ウ その他参考となる資料

別紙2

病床適正化事業費補助金 所要額精算書 (用途変更の場合)

(医療機関名：)

区分	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B) =(C)	対象経費の実支出額 (D)	補助基準単価 (E)	用途変更面積 (F)	基準額 (E)×(F) =(G)	選定額 (H)	県補助所要額 (I)	県補助交付決定額 (J)	県補助受入額 (K)	過不足額 (J)-(K) =(L)
	円	円	円	円	円	m ²	円	円	円	円	円	円
計												

(記入上の注意)

- 1 「総事業費 (A)」欄には、当該事業に係る部分のみを記入すること。
- 2 「補助基準単価 (E)」欄には、鉄筋コンクリート造の場合 200,900 円、ブロック造の場合 175,100 円を記入すること。
- 3 「用途変更面積 (F)」欄には、小数点第 2 位未満の端数を切り捨てた面積を記入すること。
- 4 「選定額 (H)」欄には、「対象経費の支出予定額 (D)」と「基準額 (G)」とを比較して小さい方の額を記入すること。
- 5 「県補助所要額 (I)」欄には、「差引事業費 (C)」と「選定額 (H)」とを比較して小さい方に 2 分の 1 を乗じて得た額 (1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) を記入すること。
- 6 「県補助受入額」欄には、補助事業者が県会計管理者から県補助金の交付を受けて実際に受領した額を記入すること。

病床適正化事業費補助金 所要額精算書 (処分の場合)

(医療機関名：)

区分	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B) =(C)	対象経費の実支出額 (D)	補助基準単価 (E)	削減病床数 (F)	基準額 (E)×(F) =(G)	選定額 (H)	県補助所要額 (I)	県補助交付決定額 (J)	県補助受入額 (K)	過不足額 (J)-(K) =(L)
	円	円	円	円	円	床	円	円	円	円	円	円
					2,000,000							
計												

(記入上の注意)

- 1 「総事業費 (A)」欄には、当該事業に係る部分のみを記入すること。
- 2 「選定額 (H)」欄には、「対象経費の支出予定額 (D)」と「基準額 (G)」とを比較して小さい方の額を記入すること。
- 3 「県補助所要額 (I)」欄には、「差引事業費 (C)」と「選定額 (H)」とを比較して小さい方に2分の1を乗じて得た額 (1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) を記入すること。
- 4 「県補助受入額」欄には、補助事業者が県会計管理者から県補助金の交付を受けて実際に受領した額を記入すること。

病床適正化事業費補助金 所要額精算書 (退職金の場合)

(医療機関名 :)

区分	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B) =(C)	対象経費の実支出額 (D)	補助基準単価 (E)	早期退職者数 (F)	基準額 (E)×(F) =(G)	選定額 (H)	県補助所要額 (I)	県補助交付決定額 (J)	県補助受入額 (K)	過不足額 (J)-(K) =(L)
	円	円	円	円	円	名	円	円	円	円	円	円
					6,000,000							
計												

(記入上の注意)

- 1 「総事業費 (A)」欄には、当該事業に係る部分のみを記入すること。
- 2 「選定額 (H)」欄には、「対象経費の支出予定額 (D)」と「基準額 (G)」とを比較して小さい方の額を記入すること。
- 3 「県補助所要額 (I)」欄には、「差引事業費 (C)」と「選定額 (H)」とを比較して小さい方に2分の1を乗じて得た額 (1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) を記入すること。
- 4 「県補助受入額」欄には、補助事業者が県会計管理者から県補助金の交付を受けて実際に受領した額を記入すること。

第8号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者職氏名

病床適正化事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた病床適正化事業費補助金に係る事業実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業進捗状況報告書（別紙1）
- 2 事業実績報告書（別紙2）
- 3 歳入歳出決算（見込）書抄本
- 4 その他参考資料

別紙 1

事業進捗状況報告書

(単位：円、%)

施設名	交付決定の内容		年度内遂行実績			翌年度遂行額		事業実施機関		備考
	事業費 (A)	交付決定額 (B)	事業費支払 実績見込額 (C)	事業進捗率 (C)/(A) (D)	補助金受入額 (E)	事業費 (A)-(C) (F)	補助金 (B)-(E) (G)	着手年月日 (H)	完了予定 年月日 (I)	

※(E)欄は、1,000円未満を切り捨てた額を記入すること。

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設（医療機関）の名称及び所在地
 (2) 事業の目的及び効果
 (3) 設置主体及び経営主体

2 施設整備に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 _____ m^2
 イ 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別） _____
 ウ 建物の面積 建築面積 _____ m^2 延べ面積 _____ m^2
 エ 建物の構造（ _____ 造 _____ 階建）

(2) 事業内容

- ア 整備内容
 イ 病床削減後の用途
 ウ 削減病床数（許可病床数を記入すること。）
- | | | | |
|---------|---|---|---|
| ・ 高度急性期 | 床 | → | 床 |
| ・ 急性期 | 床 | → | 床 |
| ・ 回復期 | 床 | → | 床 |
| ・ 慢性期 | 床 | → | 床 |
| ・ 計 | 床 | → | 床 |

(3) 整備費内訳

- ア 備品購入費 _____ 円
 (別表左欄に掲げる補助対象経費)
- イ 工事費 _____ 円
 (別表左欄に掲げる補助対象経費)
- ウ 実施設計費 _____ 円
 (別表左欄に掲げる補助対象経費)
- エ 小計 _____ 円
- オ その他の工事費 _____ 円 (補助対象外経費)
- カ 合計 _____ 円

(4) 財源内訳

ア	県補助金	_____	円
イ	市町村補助金	_____	円
ウ	設置者負担金	_____	円
	(内訳) 自己資金	_____	円
	借入金	_____	円
	寄附金	_____	円
エ	その他 ()	_____	円
オ	合計	_____	円

(5) 施工期間

- ア 直営、請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ ^{しゅん}竣工年月日
- オ 事業開始年月日

(6) その他参考事項

(添付資料)

- ア 購入した備品の契約書の写し及び納品書、領収書等の写し
- イ 工事請負契約書の写し又は支払領収書の写し
- ウ 工事完了を確認するに足る検査済証の写し（建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証）又は中間検査合格証の写し（建築基準法第7条の3第5項又は第18条第21項の規定による中間検査合格証）
- エ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- オ 建物内外主要部分の写真
- カ 整備前の平面図等と整備の設計図面等（整備箇所を明示すること。）
- キ 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書及び工事事務費費目別内訳書

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

病床適正化事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定（交付決定）のあった病床適正化事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 _____ 円

- 1 確定補助金額（交付決定額）
- 2 既受領済額
- 3 今回請求額
- 4 残額

振込みは、下記へお願いします。

- ・金融機関本（支）店名
- ・口 座 名 義 人
- ・普通、当座預金の別
- ・口 座 番 号

発行責任者氏名	:
担当者氏名	:
連絡先（電話番号）	: